

## 税務調査対策

税務署の運営年度も新年度になり、平成 29 年の税務調査が本格的に開始される時期となりました。通常の税務調査を前提に対策をまとめます。

### 1. 税務調査の連絡が来たら！

- (1) 税務調査の連絡は通常は顧問税理士に電話連絡にて入ります
- (2) 直接、連絡がきた場合には橋本会計に依頼していることとお話し下さい
- (3) 税務署の担当者等の確認をした後、税務調査日程の打合せをいたします

### 2. 税務調査の事前準備は

- (1) 税務調査が初めての場合には、事前に橋本会計の担当者が税務調査の内容を説明いたします
- (2) 税務調査時に必要となる書類の確認をいたします
- (3) 税務調査をする場所の確認をいたします

### 3. 税務調査の当日の対応

- (1) 当日は橋本会計の担当者及び責任者が税務調査の対応をいたします
- (2) 事前に税務調査官との面談の時間を設定しますのでその時間はご本人の対応をお願いします
- (3) 専従者、理事の方については立会をお願いする場合があります

### 4. 最近の税務調査での指摘が多い項目

- (1) 本業以外の収入計上漏れ（金属売却収入、支払報酬、給与）
- (2) 親族関係者への高額給与（専従者給与、理事給与）
- (3) 過大支出経費（交際費、車両費）

### 5. その他の注意事項

直接、税務調査時の問題とはなっていませんが税務申告の正確性を担保するものとして、毎日の現金処理が次のように適切になされていることが重要です。

- (1) レセコンの入金額が毎日の収入として処理されていること
- (2) 入金額について現金管理がなされていること（実際に現金があること）
- (3) その現金が預金に入金されていること

## 夏季休業のお知らせ

夏季休業期間：平成 29 年 8 月 11 日（金・祝）から 8 月 16 日（水）  
8 月 17 日（木）より通常営業いたします

## 安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイント動画を解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の 10 日から翌月の 9 日まで動画でご覧いただけます。QR コードを読み取りご覧ください。



# 歯科会計

## 歯科医院を探せ！

### 1. 最近の歯科医院検索の現状

- (1) パソコン検索よりもスマホ検索が多くなっている
  - ① 文字よりも動画
  - ② 1ページ完結型
  - ③ 検索後、そのまま予約へ
- (2) 「最寄り駅+歯医者」でまず、検索
- (3) 検索上位にポータルサイトが多いので、ポータルサイトから選択

### 2. ネット系ツールアンケート結果（平成29年7月）

項目	診療数	比率
パソコン/スマホ併用あり	115	46.9%
パソコンのみ	87	35.5%
ホームページなし	43	17.6%
全体	245	100.0%

項目	診療数	比率
トップページに表示あり	93	46.0%
トップページに表示なし	109	54.0%
全体	202	100.0%

掲載順位	1番	2番	3番	4番	5番	6番以降	全体
診療所数	19	9	19	9	8	29	93

- ・ホームページは8割以上の診療所が作成しその内半分以上がスマホ用のホームページを作成！
- ・検索結果、トップページへの表示がある診療所が4割強ありSEOがなされている！
- ・トップページへの表示のうち7割弱が5番目までの表示となっている！

## 安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧下さい。



# ドクター会計

## セルフメディケーション税制

平成 29 年 1 月より、特定の医療品購入に対する新しい税制「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まっています。これは特定の成分を含んだ OTC 医薬品の年間購入額が 12,000 円を超えた場合に、その超えた部分の金額について所得控除を受けることができる制度です（上限 88,000 円）。従来の医療費控除では 1 年間で 10 万円を越えなければ適用できませんでしたが、この「セルフメディケーション税制」により適用できる金額が引き下がることとなりました。来年の確定申告時には忘れずに申告するようにしましょう。

### 1. 対象となる人は

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、以下のいずれかを受けている必要があります。

- ① 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断（事業主検診）
- ④ 健康診査
- ⑤ がん検診

※ 申告される方のみで可。配偶者及び親族が上記の取組を行っていることは、要件とされていません。

### 2. 対象となる医薬品は

厚生労働省の WEB サイトに掲載されている医薬品（6/19 現在、1,630 品目）が対象となります。なお、対象製品の多くには下記のマークが入っています。



製品の大きさやパッケージの色などにより  
このマークの大きさや色は異なります。

### 3. 従来の医療費控除との併用は

従来の医療費控除と同時に利用することはできませんのでご注意ください。従来通り 10 万円を超えた医療費がある場合には、どちらかを選択する必要があります。

また、従来の医療費控除と同様に、生計を一にする配偶者及び親族の分も合算できます。

### 4. 確定申告時の添付書類

医薬品購入の領収書・レシートその他、上記①～⑤の予防接種や健康診断を受けた証明として、領収書（原本）または結果通知書（コピー可、検診結果部分は必要なし）の提出が必要となります。

# 医療承継

## 配偶者の相続優遇案について

民法改正の中で、配偶者の生活を保護する観点から「配偶者の居住権」について審議が進められています。

これまで民法では、被相続人が亡くなった場合の配偶者の居住権について何も規定されていませんでした。その結果、これまで何十年と居住していた配偶者が、場合によっては他の相続人に家を明け渡さなければいけなくなる事態が発生しています。

このような事態を解消し、配偶者の居住権や生活を保護するための検討がなされています。現状、以下の一定の方向性が示されています。

※内容の関する審議は継続中のため今後も動向に注視していく必要があります。

### <短期居住権>

配偶者が相続開始時に被相続人の建物を無償で使用居住していた場合に、遺産分割が確定するまで、相続開始後約6カ月程度の居住権を確保できる、とする制度です。

### <長期居住権>

以下のケースで配偶者の長期居住権が成立するという中間案が出ています。

- ①遺産分割で長期居住権の協議が整った場合、又は審判が確定した場合。
- ②①の審判については、配偶者が希望した場合であっても、所有者が反対の場合は、配偶者の生活維持のために特に必要と認められた場合にのみ審判が可能。
- ③長期居住権を取得させる意思で遺贈をし、被相続人が死亡した場合。
- ④死因贈与で長期居住権を取得させる意思があり、被相続人が死亡した場合。

### <配偶者の法定相続分の引き上げ>

子と配偶者のみが相続する場合に配偶者の法定相続分を2/3（現行1/2）に引き上げる案がありましたが、現実的に困難であるとの判断のもと、今回は引き上げ改正を行わない判断となりました。

### <特別受益の持戻し免除意思表示についての推定規定>

「結婚20年以上の配偶者」で「居住用の建物の贈与」があった場合は、配偶者に持戻し免除の意思表示があったと推定することで、相続分からの除外や遺留分減殺請求の対象から除外し、配偶者がより多くの財産を取得することを可能とするものです。

（生前贈与で法定相続分を上回る財産の譲り受けていた場合に、上回った部分は取得できない等の実情があり、配偶者の生活の安定という観点からの対応です）

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます

QRコードを読み取りご覧下さい

